

公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 6月27日

宇治市長 松村 淳子
(担当課: 契約課)

記

業務名	うじ安心館LED照明更新業務委託		
業務場所	宇治市宇治下居13-2		
委託期間	令和7年7月30日 ~ 令和8年3月31日 245日間		
業務概要及び条件	うじ安心館LED照明への更新		
予 定 価 格	¥34,157,926 (税込)	最低基準価格	¥23,910,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録（市内本店） ②建設業許可（電気）			
入札参加表明書の受付			
提出期限	令和7年7月3日(木)	午後 5時 00分	まで
提出場所	郵便入札		
添付資料	別紙参加表明書に記載のとおり		
入札予定	予定日 令和7年7月23日(水) 場 所 宇治市役所 本館8階 大会議室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>) に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

公募型指名競争入札実施要領

うじ安心館LED照明更新業務委託について、公募型指名競争入札（以下「競争入札」という。）を実施しますので、参加希望者は、以下の事項を承知の上、別添の公募型指名競争入札参加表明書及び添付書類を提出してください。

1 競争入札参加業者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) この要領に定める公募型指名競争入札参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限及び入札日において、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (4) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 宇治市内に本店を有すること。
- (6) 建設業許可（電気）を有すること。

2 競争入札参加方法

- (1) 所定の参加表明書にて、公募型指名競争入札のお知らせ（以下「お知らせ」という。）に記載されている提出期限までに郵送又は直接持参すること。郵送方法は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法のいずれかを用い、お知らせで指定する期日まで（必着）に宇治市総務・市民協働部契約課へ郵送して下さい。なお、郵送料は、入札参加希望者の負担とします。料金不足のものは受け取りません。配達日指定を用いることを推奨します。
- (2) 参加表明書には、指定された書類を添付すること。

3 競争入札参加者の選定

- (1) 参加表明書を提出した者の中から、参加表明書及び添付書類を審査し、本件の競争入札参加者の資格要件に合致する者を選定し指名する。

- (2) 競争入札参加者として指名された者には、令和7年7月9日（水）にメール等で連絡するので、入札通知書等を受け取りに来ること。
- (3) 選定されなかった者には、その旨をメール等により連絡する。非選定理由の説明を求める者には、理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

4 仕様書等に関する質疑

- (1) 質疑の受付場所及び期間

① 受付場所 宇治市総務・市民協働部契約課
② 受付期間 令和7年6月27日（金）から
令和7年7月 9日（水）まで
午前8時30分から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原則とするがファックスによる送付は認める。その場合は、必ず電話にて到着の確認をすること。

- (3) 質疑に対する回答は、令和7年7月11日（金）午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて回答書を配布する。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 お知らせに記載のとおり
(2) 場所 お知らせに記載のとおり
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

6 入札方法等

- (1) 入札書については「宇治市郵便入札の応募案内」を参照し、郵送又は持参のいずれかの方法により、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）までに提出すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として1回を限度とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金は、免除する。

8 入札の無効

- (1) 本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札。なお、指名された者であっても、入札時点において本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。
- (2) その他の事項は、宇治市物品等競争入札心得による。

9 予定価格

お知らせに記載のとおり

10 最低制限価格

本案件については、ランダム係数を用いた最低制限価格を適用する。算出方法は以下のとおりである。

- (1) 予定価格に0.7を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)を最低基準価格とする。
- (2) 最低基準価格にランダム係数(電子計算機等により1.0000から1.0099の範囲内で無作為に抽出される係数)を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)を本案件の最低制限価格とする。

11 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を上回る額のうち、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

12 支払条件

業務完了後、受注者の請求に基づき支払うこととする。

13 消費税の扱い

お知らせに記載のとおり。

なお、本件における消費税及び地方消費税の税率は、10%を適用するので注意すること。

14 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約約款、宇治市物品等競争入札心得は、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧することができる。

15 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて仕様する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、宇治市物品等競争入札心得を熟読し、遵守すること。
- (3) 参加表明書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 本件の入札に関する意志決定をするものが同一人の場合は、入札に参加できないので注意すること。
- (5) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (6) 参加表明書及び添付書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。
- (8) 提出期限以降における参加表明書及び添付書類の修正及び追加は認めない。
- (9) 1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則及び宇治市物品等競争入札心得の定めるところによる。なお、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問い合わせ先	宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号	611-8501
所在地	京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所庁舎本館 3階
電話番号	0774-20-8716
FAX番号	0774-20-8778

うじ安心館ＬＥＤ照明更新業務委託特記仕様書

- 1 業務名 うじ安心館ＬＥＤ照明更新業務委託
- 2 業務場所 宇治市宇治下居13-2
照明器具の数量及び参考商品については、別添照明器具交換一覧表を参考に行う。設置場所については別添図面による。
- 3 業務内容 既存照明器具をＬＥＤ照明器具に交換し取り付けを行う。
既にＬＥＤ照明器具に取り換えられているものについては対象外とする。
取り外した照明器具等は適切に廃棄処分する。
- 4 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 5 業務の実施
- ア 受注者は、業務の実施に当たり、本特記仕様書及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づくと共に、関係法令を遵守する。
 - イ 受注者は、更新するＬＥＤ照明器具の発注前に、必ず現地と図面との間で器具数等に齟齬が無いか確認を行った上で発注を行う。
 - ウ 受注者は、業務の実施に当たり、発注者と協議を行い、その意図や目的を充分に理解した上で適切な人員配置のもとで業務を進める。
 - エ 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行う。
 - オ 受注者は、施工技術上の経験及び能力を有する者を業務担当責任者として選任し、その者の下で実施する。また、業務担当責任者については、事前に書面により届出を行い、担当職員の承諾を得る。
 - カ 受注者は、本業務の一部を再委託する場合は、事前に『業務委託承諾願』を提出し、担当職員の承諾を得る。
 - キ 誘導灯（階段通路誘導灯を含む）の取替に当たっては、消防法令に基づく着工届出書や設置届出書が必要となる場合があるため、受注者は中消防署と協議を行うものとする。
 - ク 照明器具取替作業については土日の作業とするが、土日においても事務室等を使用している場合があるので、施工日については事前に担当職員と十分調整すると共に安全管理に努める。
 - ケ 受注者は、施工時には十分な養生を行うとともに、施工後塵芥が残らないように清掃を行う。
 - コ 高所作業（高さ4m程度を超える場合）については、周囲の安全に配慮し慎重に作業を行う。足場等の仮設や高所作業車等が必要な場合は受注者の費用負担で準備す

- る。
- サ 受注者は、業務中に知り得た内容等について、第三者にその情報を漏らしてはならない。
- シ 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と受注者双方で協議を行う。
- ス 本業務で施設を損傷若しくは汚損させた場合には、受注者の責任のもと現状復旧を行う。

6 業務処理計画書等の提出

ア 受注者は、契約締結後5日以内に業務処理計画書を作成し、発注者に提出すると共に、承諾を得る。

イ 業務処理計画書には、次の事項を記載する。

- 1) 業務工程表 (様式5号)
- 2) 業務実施における組織体制、連絡体制
- 3) 業務担当責任者経歴書 (様式6号)
- 4) 協力者がある場合は、協力者の概要、担当者一覧表
- 5) その他発注者が必要とする事項

なお、記載事項に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承諾を得る。

7 打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は定期的に打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度書面に記録し、発注者の確認を得る。

8 照度試験

照明器具の取替前、取替後に照度測定を実施する。取替後の照度については事務所衛生基準規則第10条第1項に規定されている作業面照度（300ルクス）を目安とする。

測定場所は各居室部分（個室部分）で原則1～6箇所程度とする。

また非常照明器具については居室以外の避難経路に当たる部分についても照度測定を実施する。

なお測定場所については事前に担当職員と協議を行う。

測定結果については、平面図に測定場所、測定値を記載した報告書を完了時に提出する。

9 検査

受注者は、業務が完了したときは、業務完了通知書により発注者に通知すると共に、発注者の検査を受ける。

なお、検査時には施工前、施工途中、完成後の写真を提出する。

10 その他

ア 同等品について

「安心館照明器具交換一覧表」に記載のある参考商品と同等以上のものであれば、参考商品以外の器具でも可とする。

参考商品以外の器具を設置する場合は、事前相談の上、規格・仕様の確認できる書類をあらかじめ提出すること。

イ 天井埋込型照明器具の設置について

天井埋込型照明器具を設置するに当たり、同器具が既存の開口部と比べて小さい場合には、化粧カバーを取り付ける等照明器具周りに隙間が生じないものとする。

ウ 設置器具等について

L E D 照明器具の設置に必要となる器具及び金具類については、全て受注者の費用負担とする。

また L E D 照明器具の設置に当たり追加作業が必要な場合についても受注者の費用負担とする。

エ 廃棄物について

蛍光灯類の廃棄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準じて適切に実施するものとし、廃棄後には産業廃棄物処理報告書（マニュフェスト E 票）を提出すること。

オ 業務完了時に下記の書類等を成果品として納品（部数表示のあるものはその部数）すること。

- 1) 業務完了通知書
 - 2) 設置器具一覧表及び平面図 2 部
 - 3) 写真（施工前、施工途中、完成後） 2 部
 - 4) 取扱説明書 2 部
 - 5) 産業廃棄物処理報告書（マニュフェスト E 票）
 - 6) 照度試験報告書
 - 7) 電子媒体（D V D - R 等メディアによる。） 2 部
- データ形式は P D F 及びオリジナルデータ（ワード、エクセル、J W - C A D 等）

